

【編集後記】

一六〇七世紀にヨーロッパから日本に渡ったタバコ、何度か禁止されたが効果がなく、またたく間に日本人になくはならない嗜好品となっていく。刻みタバコをキセルで吸う独特の風習は、歌舞伎や浮世絵、落語や講談などで欠かすことができないものとなった。

この喫煙の習慣が、受動喫煙防止を目指す四月施行の改正健康増進法によって大きく制限されることになった。

受動喫煙は、累積的に生活環境を間違いなく悪化し、人びとの健康に対して悪影響を与えるという点に問題性がある。しかし、個々の喫煙は、単独では生命や健康に対する抽象的な危険すら認められない行為であり、非喫煙者にとつて単に不快な行為でしかない。生命や健康などに対する抽象的危険すら認められないような行為を刑罰で規制するとすると、それが不快だということと処罰することになりかねず、刑罰の基本的原理に反するおそれがある。

このような点からいえば、愛煙家を（犯罪者）とすることは間違いで、行政罰の過料で対応することが妥当である。改正健康増進法も同様の考えであり、多くの人がいる施設や鉄道、飲食店などの施設は、原則屋内禁煙となり、違反した者は最高で三〇万円の過料に処せられることになった。

かつて重度の愛煙家であった私は、一七年前にニコチンへの依存が切れた。禁煙は、医師による指導で驚くほど簡単だ。これを機会に、ぜひ悪習からの脱却を。

（園田寿）

甲南法務研究 (KONAN LAW FORUM) 第 16 号

2020 年 3 月 初版第一刷発行

発行 甲南大学法科大学院
兵庫県神戸市東灘区岡本 8-9-1
TEL 078-435-2603 FAX 078-435-2760
URL : <http://www.konan-u.ac.jp/lawschool/>
E-mail : lawschool@adm.konan-u.ac.jp

制作 株式会社 T K C
東京都新宿区揚場町 2 番 1 号 軽子坂 MN ビル 4 階
TEL 03-3235-5639 FAX 03-3235-5649

印刷 倉敷印刷株式会社
東京都墨田区錦糸 4-16-17
TEL 03-6658-0031 FAX 03-6658-0032